

前払式支払手段発行者の 払戻手続について

東北財務局理財部金融監督第三課

令和4年4月

(最終更新：令和6年5月)

この手引は、標準的な発行者を前提として、更新日時点の法令に基づき作成したものであり、個別事情によって記載内容と異なる表示や追加資料を求める場合があります。また、法令等の改正により内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

目次	ページ
払戻手続等の流れ	1
【事務ガイドライン別紙様式 17】払戻しの手続等に係る報告書	2~4
払戻しを行う場合の情報提供	5, 6
公告原稿 (例)	7
利用終了・払戻しの掲示 (例)	8
【府令別紙様式第 27 号】発行の業務の廃止等届出書	9, 10
【府令別紙様式第 18 号】払戻し公告届出書	11
【府令別紙様式第 19 号】払戻し完了報告書	12, 13

※関連法令略称

- ①資金決済に関する法律⇒「法」
- ②資金決済に関する法律施行令⇒「政令」
- ③前払式支払手段に関する内閣府令⇒「府令」
- ④事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（5. 前払式支払手段発行者関係）
⇒「事務ガイドライン」



発行の業務を廃止する場合には、早めにご相談ください。

前払式支払手段の発行の業務を廃止（発行・回収ともに廃止）する場合には、法第20条第1項の規定に基づき、原則として利用者に未使用分を払い戻す「払戻手続」を行う必要があります。（相続又は譲渡等により事業の承継が行われた場合を除く。）

○この場合、法令に基づき新聞、官報又は電子により公告等を行う必要があり、全ての手続きが完了するまでに標準で約6か月の期間が必要です。

○店舗の閉店やシステムの更新などにより、発行する前払式支払手段の一部を廃止する場合にも、「払戻手続」を行う必要があります。

発行の業務の廃止を予定している場合には、**早めに**財務局・財務事務所にご相談ください。
特に、発行者の解散を予定している場合は、**解散前に**払戻手続を完了していただくようお願いいたします。

報告書・届出書等様式のダウンロード先

【金融庁】

<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/maebaraiishiki.html>

ホーム>申請・届出・照会>オンラインでの行政手続きについて>各種手続きに係る申請様式>前払式支払手段発行者

【一般社団法人日本資金決済業協会】

https://www.s-kessai.jp/businesses/funds_transfer_b.html

ホーム>事業者のみなさまへ>前払式支払手段に関する内閣府令別紙様式等

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、本店が所在する県の財務局・財務事務所へお問い合わせください。

宮城県	東北財務局 理財部 金融監督第三課	TEL:022-263-1111 (内線 3123)
青森県	青森財務事務所 理財課	TEL:017-722-1463
岩手県	盛岡財務事務所 理財課	TEL:019-625-3353
秋田県	秋田財務事務所 理財課	TEL:018-862-4193
山形県	山形財務事務所 理財課	TEL:023-641-5178
福島県	福島財務事務所 理財課	TEL:024-535-0303

払戻手続等の流れ

※下線は法令等で義務付けられているもの

ページ	手 続	備 考
	利用終了を意思決定 払戻受付期間を意思決定	※60日を下回らない、可能な限り長い期間を設定願います。 ※利用終了を決定したときは、速やかに財務局・財務事務所にご連絡ください。
P.2~4	① <input type="checkbox"/> 東北財務局・財務事務所への連絡	本店が所在する県の財務局・財務事務所
P.5,6,8	② <input type="checkbox"/> <u>「払戻しの手続等に係る報告書」提出</u>	③の前に提出 ※利用終了の情報は金融庁HPに掲載させていただきます。
P.5,6,8	③ <input type="checkbox"/> 前払式支払手段の利用終了周知	ポスター、自社HP等（金融庁HPに掲載）
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div>利用促進期間</div> </div>		<p>払戻手続の前に、予め利用終了の周知期間(60日程度)を設けていただくようご協力願います。</p>
P.9,10	④ <input type="checkbox"/> <u>「発行の業務の廃止等届出書」提出</u>	発行業務廃止後、遅滞なく
P.5,7	⑤ <input type="checkbox"/> <u>払戻しの公告(日刊新聞・電子・官報のいずれか)</u>	(金融庁HPに掲載)
P.5,6,8	⑥ <input type="checkbox"/> <u>事務所、加盟店、協会HPでの掲示</u>	※HPも含め前広な周知をお願いします。
P.11	⑦ <input type="checkbox"/> <u>「払戻し公告届出書」提出</u>	公告後直ちに ※払戻しの情報は金融庁HPのほか、日本資金決済業協会(以下「協会」)HPに掲載させていただきます。なお、協会の非会員の場合、財務局から協会に掲載依頼を行います。
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div>払戻し受付期間 (60日を下回らない期間)</div> </div>		<p>利用者が払戻しを受ける機会を十分に確保する観点から、60日よりも可能な限り長い払戻し申請期間(90日程度)を設けていただくようご協力願います。</p>
P.12,13	払戻しの受付終了 払戻しの完了	
P.12,13	⑧ <input type="checkbox"/> <u>「払戻し完了報告書」提出</u>	
	⑨ <input type="checkbox"/> <u>「発行保証金取戻承認申請書」提出</u> <u>「保全契約全部解除届出書」提出</u>	(※発行保証金の取戻を行う場合) (※保全契約を全部解除する場合)

東北財務局長 殿

届出者 登録番号 東北財務局長 第 号

住所 (郵便番号)

電話番号 () -

氏名、商号又は名称

代表者の

氏 名

※連絡先、商号又は名称及び氏名に変更があった場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

本報告書については、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止を決定した場合に、速やかに、提出してください。

払戻しの手続等に係る報告書

払戻しの手続の実施予定について、下記のとおり報告します。

前払式支払手段の発行届出書・登録申請書の(第4面)に記載したとおりの名称を記載してください。

記

直近基準日の未使用残高を記載してください。

1. 払戻しの手続の対象となる前払式支払手段の種類及び残高

前払式支払手段の種類	直近未使用残高 (年 月 日基準日)
	(円)

2. 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部の廃止を決定した日等

廃止決定年月日	○年○月○日
廃止年月日	○年○月○日

取締役会等の意思決定機関で決定した日等を記載してください。

3. 官報公告、新聞公告、営業所・加盟店等における掲示（公告・掲示予定日、掲載新聞紙等）

	公告の方法、掲示予定日	掲載新聞紙・ウェブ アドレス、場所等
公告	○年○月○日	○○新聞朝刊（○○版） （公告範囲：○○県） 公告範囲は、対象となる前払式支払手段を使用できる施設の所在する都道府県を網羅する必要があります。 なお、日刊新聞紙のほか、官報や電子公告による公告も可能です。 （事務ガイドラインⅡ-3-4-1①イ）
営業所・加盟店等 における掲示	○年○月○日 ポスター掲示	当社事務所、全営業所、全加盟店、 協会 HP 掲示物は、全営業所及び全加盟店等に掲示する必要があります。なお、ウェブ又はモバイルサイトにおいて、発行又は回収しているサーバ型前払式支払手段については、「営業所・加盟店における掲示」を「発行者及び加盟店等の HP における掲示」に読み替えて記載してください。 （事務ガイドラインⅡ-3-4-1①イ）
その他の手段	○年○月○日 自社 HP	（ホームページ URL を記載）

（記載上の注意）

- ・公告の方法には、官報公告、日刊新聞紙による公告又は電子公告のいずれであるかを記載すること。
- ・その他の手段には、電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を行う場合記載すること。
- ・場所等については、掲載した新聞紙の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。

4. 内閣府令第 41 条第 3 項に規定する全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に、適切に掲示するための措置として想定されるもの

○月○日に当社事務所、全営業所及び全加盟店において、別添の掲示物のとおり店舗に掲示する。また、○月○日に当社 HP において掲載。掲示状況を撮影し、「払戻し公告届出書」に添付のうえ提出。

営業所に掲示する方法、及び加盟店に対する払戻し手続の周知方法や掲示の方法（加盟店への掲示依頼の方法等）を記載してください。また、発行者において、適切に掲示されていることを確認する方法についても記載してください（「払戻し公告届出書」を提出する際に掲示内容が確認できる書類、講じた措置がわかる書面が必要となります。）。（事務ガイドラインⅡ-3-4-1①イ）

(記載上の注意)

加盟店に対する払戻しの手続の周知方法や手続開始後の実施状況の把握を行うための措置を記載すること。

5. 払戻しに係る前払式支払手段保有者の申出期間及び払戻しの方法

①申出期間：○年○月○日～○年○月○日

60日以上(初日不算入)の期間を設定してください(可能な限り90日以上)。

②申出の方法：当社○○事務所に未使用の○○商品券を持参。

③払戻しの方法(振込み又は現金交付の別、先着順全額払又は後日全額払の別 等)

確認のうえ、その場で現金と交換。

○○商品券を持参できない場合は、申し出される方の連絡先を電話にて連絡を受け、返信用封筒と「○○商品券払戻申請書」を郵送。返信された記載内容を確認のうえ、指定口座へ○○商品券の額面合計金額を振り込む(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担)。

◆申出の方法については、具体的に記載してください。申し込みを受け付ける際に、「申請書」等を提出させる場合は、その旨を記載し、「申請書」等の添付をお願いします。

◆払戻しの方法については、発生する費用(郵送料等)の負担方法(発行者負担等)についても記載してください。

◆未使用残高の払戻しは、原則として金銭(直接交付、口座振込、現金書留等)により、発行価格ではなく支払可能金額をもって行っていただくこととなります。

6. その他払戻しの手続に関し参考となる事項

利用終了の周知期間…○年○月○日～○年○月○日

利用終了の周知方法…当社事務所、全営業所及び全加盟店において、掲示物のとおり掲示を行い、自社HPに掲載。

利用終了の周知期間等を記載してください。

◆利用終了の周知期間(可能な限り60日以上)の期間を設定)

◆利用終了の周知方法(店頭ポスターや自社HPにて告知等、内容を具体的に記載してください)

(記載上の注意)

利用終了の周知の期間、方法等について記載すること。

7. 添付資料

公告(案)

営業所等における掲示物(案)

その他参考となる資料

○払戻しを行う場合の情報提供①

前払式支払手段の発行者は、払戻しを行おうとするときは、前払式支払手段の保有者に対し、

- ・ ①～⑤の内容を日刊新聞紙・電子・官報のいずれかにより公告
- ・ ①～⑨の内容を記載した揭示物 を全ての営業所等及び加盟店の公衆の目につきやすい場所並びに協会 HP に掲示する必要があります。

- ① 払戻しをする旨
- ② 払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと（申出期間）
- ③ 上記②の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと
- ④ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称
- ⑤ 払戻しに係る前払式支払手段の種類

- ⑥ 払戻しに関する問合せに応ずる営業所は又は事務所の連絡先
- ⑦ 債権の申出の方法
- ⑧ 払戻しの方法
- ⑨ その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

公告事項
・ 府令第 41 条第 2 項

揭示事項（全ての営業所又は事務所および加盟店の公衆の目につきやすい場所並びに協会 HP に掲示）
・ 府令第 41 条第 3 項

◆公告および揭示物等については、内容に誤りが無いか事前に確認させていただきますので、公表（提出）前に必ず案文を送付いただきますようお願いいたします。（メール、FAX 可）

◆官報による公告の場合、当局の事前確認を経たうえで、公告予定日の 16 営業日前までに取次所に入稿する必要があります。

◆日刊新聞による公告及び電子公告の場合、発行者において入稿期限をご確認いただき、公告日までのスケジュール管理をお願いいたします。

○払戻を行う場合の情報提供②

◆その他の周知方法

払戻手続については、法令で求められている公告や掲示のほか、以下の方法等により、幅広く保有者への周知を図るようお願いいたします。

HPによる周知

発行者のHPのほか、加盟店や業界団体等のHPなど、可能な限り多くのHPへの情報掲載をお願いいたします。

金融庁HPへの掲載

金融庁HPへの情報掲載についてご了承いただける場合には、当局から金融庁に対しHPへの掲載依頼を行います。

○公告原稿例

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、^④ ○○株式会社は、令和○年○月○日で利用終了しました○○商品券につきまして、

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。^①

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉 ○○商品券 ^⑤

〈払戻しの申出期間〉 令和○年○月○日～令和○年○月○日 ^②

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。^③

〈お問い合わせ先〉

○○株式会社○○事務所

〒○○○—○○○ ○○県○○市○○町○○番地

電話○○○—○○○—○○○ <https://www.○○.co.jp/>

受付時間は、午前○時から午後○時まで（土、日、祝は除く）

○府令第41条第2項に規定する事項について、公告すべき事項を例示したものであり、払戻しの方法、連絡先、商品券の券面の画像等など、保有者に分かりやすいよう記載内容を追加しても差し支えありません。

○日刊新聞紙による公告については、払戻し手続の対象となる前払式支払手段を使用することができる施設の所在する都道府県をすべて網羅する必要があります。

○利用終了・払戻しの揭示例

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、**④** ○○株式会社発行の「○○商品券」につきましては、令和○年○月○日（○）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、払戻しを実施させていただきます。**①**

未使用の「○○商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類 **⑤**

○○商品券

(表面)



(裏面)



2. ご利用終了日

令和○年○月○日（○）まで

3. 払戻しの申出期間 **②**

令和○年○月○日（○）～令和○年○月○日（○）

受付時間は、午前○時～午後○時（土、日、祝は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。**③**

4. 申出及び払戻しの方法 **⑦⑧⑨**

○○株式会社○○事務所に未使用の○○商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参出来ない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を○○株式会社○○事務所までお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「○○商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の○○商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の○○商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. お問い合わせ先 **⑥**

○○株式会社○○事務所

〒○○○—○○○○ ○○県○○市○○町○○番地

電話○○○—○○○—○○○○ <https://www.○○○.co.jp/>

揭示物は、全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所並びに協会 HP に掲示しなければなりません。

東北財務局長 殿

発行業務の廃止後、遅滞なく提出してください。

（郵便番号 - ）

届出者 住 所

電話番号（ ） -

商 号
又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

発行の業務の廃止等届出書

資金決済に関する法律第33条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 氏名又は商号若しくは名称	〇〇株式会社
2. 自家型発行者の場合 届出年月日	〇年〇月〇日
3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	〇年〇月〇日 東北財務局長 第〇〇〇〇〇号
4. 届出事由	<p>法第33条第1項の事由を記載してください。 （発行の業務の全部（一部）を廃止したため等）</p>
5. 廃止等年月日	〇年〇月〇日
6. 発行の業務の全部又は一部廃止の場合は、その理由 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	<p>発行の業務を廃止する理由を具体的に記載してください。</p> <p>いずれかにチェックしてください。</p>
7. 発行の業務の全部又は一部廃止の場合は、廃止する前払式支払手段の内容 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	<p>〇〇商品券 〇〇プリペイドカード</p> <p>前払式支払手段の発行届出書・登録申請書の（第4面）と一致しているか確認してください。</p>

8. 事業譲渡等の事由により発行の業務を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	該当する場合に記載してください。
9. 届出者と発行者との関係	同一

(記載上の注意)

1. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名又は商号若しくは名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「届出事由」は、法第33条第1項の事由を記載すること。
3. 「全部 一部」は、該当のものにレ点を付すこと。

○年 ○月 ○日

東北財務局長 殿

届出者 ※登録番号 東北財務局長 第 号

住所（郵便番号）

電話番号（ ） -

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

日刊新聞紙・電子・官報いずれか
による公告後、ただちに提出して
ください。

払戻し公告届出書

○年○月○日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第7項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

- ・官報による公告：令和○年○月○日 第○○号 ○頁
- ・日刊新聞紙による公告：令和○年○月○日 ○○新聞 朝刊 ○面
- ・電子公告：https://◆◆◆◆/◆◆◆◆
- ・全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所並びに一般社団法人日本資金決済業協会HPへの掲示：○○掲示
- ・自社HPに掲載：https://◆◆◆◆/◆◆◆◆
- ・その他、テレビ、ラジオCM、地域広報誌、折り込みチラシ等において実施した場合その詳細を記載。

公告手段によっていずれかを記載
してください。

（記載上の注意）

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「公告の方法」には、公告を掲載した官報の日付、日刊新聞紙の名称又は会社法第2条第34号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法及び第41条第4項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。

※添付書類

- 公告（日刊新聞紙等）の写し
- 掲示物（ポスター等）
- 掲示状況を撮影した写真
- 自社HP等の掲載画面
- その他関連資料

（日本産業規格A4）
（第1面）

〇年 〇月 〇日

東北財務局長 殿

※登録番号 東北財務局長 第 号
住所（郵便番号）
電話番号（ ） -
商号又は名称
氏 名
（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

払戻し完了報告書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第8項の規定により報告します。

記

1. 払戻しが完了した前払式支払手段の名称	1号イ 1号ロ (第1号合計額)	円 円 円
2. 第41条第1項各号に掲げる合計額等	2号イ 2号ロ (第2号合計額) (第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額	円 円 円
3. 第40条第2項各号に掲げる合計額等	1号イ 1号ロ (第1号合計額) 2号イ 2号ロ (第2号合計額) (第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額	円 円 円 円 円
4. 払戻しを行う旨の掲示をした期間	年 月 日 から 年 月 日	日
5. 申出をした前払式支払手段の保有者の数		〇〇名

払戻しを実施した前払式支払手段について記載してください。

金額の場合

物品・数量表示の場合

(※発行保証金の取戻しを行う場合のみ記載) 保有する全ての前払式支払手段について記載してください。

「公告日」から「払戻し終了日」

(例1) 払戻し申出期間中に基準日（3月末又は9月末）が到来する場合
A商品券、B商品券の2種類を発行（金額表示）。今回はA商品券の払戻しを行った。
公告をした日（払戻基準日）：8月1日、払戻し申出期間：8月1日～10月31日、払戻しの手続きが終了した日（払戻終了日）：10月31日
※「発行に関する報告書」との整合性に注意のうえ記載してください。

確認	番号	対象	記載内容	記載例
<input type="checkbox"/>	①	払戻しを実施した前払式支払手段 (A商品券)	払戻基準日以前に到来した直近基準日における基準日未使用残高 (8月1日以前に到来した基準日(3月末)における未使用残高)	1,500
<input type="checkbox"/>	②		払戻基準日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻基準日までの発行額 (4月1日～8月1日までの発行額)	0
<input type="checkbox"/>	③		①+②の合計額を記載	1,500
<input type="checkbox"/>	④		払戻基準日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻基準日までの回収額 (4月1日～8月1日までの回収額) ⇒ 金額表示の場合記載	300
<input type="checkbox"/>	⑤		払戻基準日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻基準日までの回収額 (4月1日～8月1日までの回収額) ⇒ 物品・数量表示の場合記載	0
<input type="checkbox"/>	⑥		④+⑤の合計額を記載	300
<input type="checkbox"/>	⑦		③から⑥を控除した額を記載	1,200
<input type="checkbox"/>	⑧	保有する全ての前払式支払手段 (A商品券+B商品券)	払戻終了日以前に到来した直近基準日における基準日未使用残高 (10月31日以前に到来した基準日(9月末)における未使用残高)	4,000
<input type="checkbox"/>	⑨		払戻終了日以前に到来した直近基準日の翌日から支払終了日までの発行額の合計額(10月1日～10月31日までの発行額)	500
<input type="checkbox"/>	⑩		⑧+⑨の合計額を記載	4,500
<input type="checkbox"/>	⑪		払戻終了日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻終了日までの回収額 (10月1日～10月31日までの回収額(⑩及び⑪の金額含む))	1,600
<input type="checkbox"/>	⑫		払戻終了日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻終了日までの回収額 (10月1日～10月31日までの回収額(⑩及び⑪の金額含む)) ⇒ 物品・数量表示の場合記載	0
<input type="checkbox"/>	⑬		⑪+⑫の合計額を記載	1,600
<input type="checkbox"/>	⑭		⑩から⑬を控除した額を記載	2,900
<input type="checkbox"/>	⑮	(A商品券)	申出があった前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額を記載	700
<input type="checkbox"/>	⑯		申出があった前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額に対して、払い戻した額の総額を記載(通常は⑮と同額)	700
<input type="checkbox"/>	⑰		払戻しの手続きから除外された前払式支払手段の当該払戻基準日における未使用残高の総額	500
<input type="checkbox"/>			⑰=⑯+⑰となつていきますか(1,200=700+500)。 (払戻基準日未使用残高=払い戻した金額+除外された金額)	

6. 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額	⑮ 円
7. 払戻しの手続において、保有者に払い戻した額の総額	⑯ 円
8. 払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の当該払戻基準日における未使用残高の総額	⑰ 円

(記載上の注意)

- 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
- 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に田氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該田氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該田氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該田氏及び名のみを記載することができる。
- 「払戻しが完了した前払式支払手段の名称」が二以上ある場合は、前払式支払手段ごとに、1. ～8. の表を作成すること。
- 「第41条第1項各号に掲げる合計額等」及び「第40条第2項各号に掲げる合計額等」のうち「第2号-I」及び「第2号-ロ」の額の算定については、「払戻しの手続から除外された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の当該払戻基準日における未使用残高の総額」も含むことに留意すること。
- 「第40条第2項各号に掲げる合計額等」は、令第9条第2項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合に記載すること。
- 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。

※添付書類
□実際に払戻を行った金額が分かる「払戻管理帳簿」等

(例2) 払戻し申出期間中に基準日（3月末又は9月末）が到来しない場合
A商品券、B商品券の2種類を発行（金額表示）。今回はA商品券の払戻しを行った。
公告をした日（払戻基準日）：6月1日、払戻し申出期間：6月1日～8月31日、払戻しの手続きが終了した日（払戻終了日）：8月31日
※「発行に関する報告書」との整合性に注意のうえ記載してください。

確認	番号	対象	記載内容	記載例
<input type="checkbox"/>	①	払戻を実施した前払式支払手段 (A商品券)	払戻基準日以前に到来した直近基準日における基準日未使用残高 (6月1日以前に到来した基準日(3月末)における未使用残高)	1,500
<input type="checkbox"/>	②		払戻基準日以前に到来した直近基準日の翌日から支払基準日までの発行額 (4月1日～6月1日までの発行額)	0
<input type="checkbox"/>	③		①+②の合計額を記載	1,500
<input type="checkbox"/>	④		払戻基準日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻基準日までの回収額 (4月1日～6月1日までの回収額) ⇒ 金額表示の場合記載	200
<input type="checkbox"/>	⑤		払戻基準日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻基準日までの回収額 (4月1日～6月1日までの回収額) ⇒ 物品・数量表示の場合記載	0
<input type="checkbox"/>	⑥	保存する全ての前払式支払手段 (A商品券+B商品券)	④+⑤の合計額を記載	200
<input type="checkbox"/>	⑦		③から⑥を控除した額を記載	1,300
<input type="checkbox"/>	⑧		払戻終了日以前に到来した直近基準日における基準日未使用残高 (8月31日以前に到来した基準日(3月末)における未使用残高)	3,000
<input type="checkbox"/>	⑨		払戻終了日以前に到来した直近基準日の翌日から支払終了日までの発行額の合計額(4月1日～8月31日までの発行額)	400
<input type="checkbox"/>	⑩		⑥+⑨の合計額を記載	3,400
<input type="checkbox"/>	⑪	(A商品券)	払戻終了日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻終了日までの回収額 (4月1日～8月31日までの回収額(⑮及び⑰の金額含む)) ⇒ 金額表示の場合記載	1,500
<input type="checkbox"/>	⑫		払戻終了日以前に到来した直近基準日の翌日から払戻終了日までの回収額 (4月1日～8月31日までの回収額(⑮及び⑰の金額含む)) ⇒ 物品・数量表示の場合記載	0
<input type="checkbox"/>	⑬		⑪+⑫の合計額を記載	1,500
<input type="checkbox"/>	⑭		⑩から⑬を控除した額を記載	1,900
<input type="checkbox"/>	⑮		申出があった前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額を記載	700
<input type="checkbox"/>	⑯		申出があった前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額に対して、払い戻した額の総額を記載(通常は⑮と同額)	700
<input type="checkbox"/>	⑰		払戻しの手続から除外された前払式支払手段の当該払戻基準日における未使用残高の総額	600
<input type="checkbox"/>			⑰=⑮+⑰となっており(1,300=700+600)。 (払戻基準日未使用残高=払い戻した金額+除外された金額)	